

山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査方式の概要

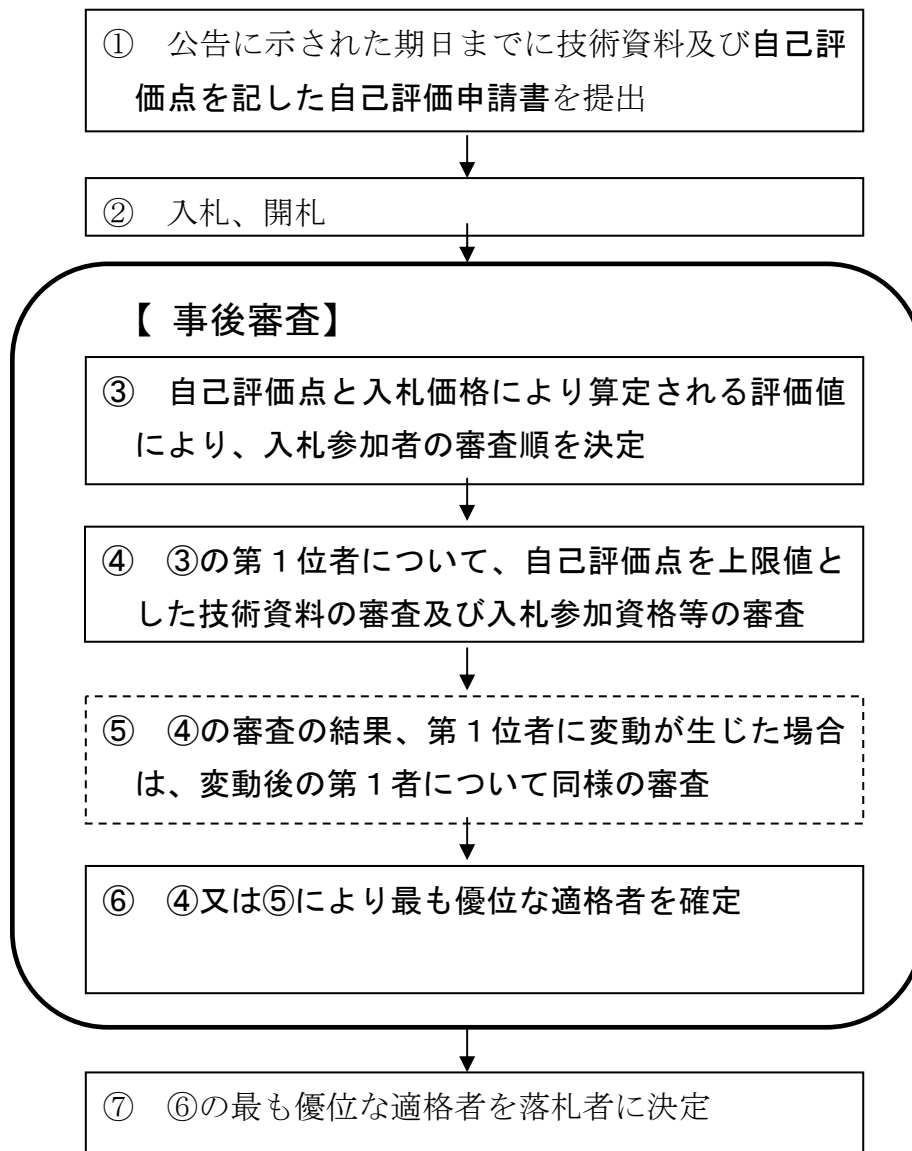
◆ 総合評価落札方式における事後審査とは

技術資料及び入札参加資格の審査業務について、更なる適正化と円滑化を図るため、開札後に、入札参加者が申請した自己評価点と入札価格による評価値が優位な入札参加者から、自己評価点を上限とした技術資料の審査を行い、入札参加資格等が適格の場合に落札者とする方式をいいます。

◆ 対象工事

県土整備部所管の簡易Ⅱ型総合評価落札方式における工事

◆ 事後審査方式のフロー



ご注意：自己評価申請書の提出が無かった場合や申請書に示された最大評価点を超える自己評価点を記載した場合は、入札参加資格を失いますのでご注意ください。

◆ 適用開始期日

平成30年7月17日以後に入札公告を行う工事から適用となります。